執行処分が弁済受領文書（民事執行法 39 条 1 項 8 号）の提出による強制執行の停止の期間中にされたものであったとしても、そのことにより当該執行処分が当然に無効となるものではないとされた事例

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第一小法廷
【裁判年月日】 令和 5 年 3 月 2 日
【事 件 番 号】 令和 3 年（受）第 1176 号
【事　件　名】 動産引渡等請求事件
【裁 判 結 果】 破棄自判
【参 照 法 令】 民事執行法 39 条 1 項 6 号・7 号・8号、39 条 2 項、36 条 1 項、72 条 3 項、137 条 1 項
【掲　載　誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25572655

嘉悦大学准教授 **石川光晴**

事実の概要

本件は、土砂石類の精製・販売等を目的とする会社であるＹ（被上告人）が、Ｘ（上告人）に対して、確定判決に基づき強制執行処分として売却された物資運搬装置一式（以下「本件動産」という。）について、当該売却処分が弁済受領文書の提出による強制執行の停止期間中に行われたことを理由に執行処分の効力を争い、Ｙが所有権に基づき本件動産の引き渡しを求めた事案である。

本件に先立ち、平成 28 年にＸは、ＹがＸの所有する土地を不法に占有しているなどと主張して、上記土地の明渡し及び賃料相当損害金の支払等を求める訴えを神戸地方裁判所尼崎支部に提起したところ、同支部は、同年にＹに対し、上記土地の明渡し及び同年 4 月 1 日から上記土地の明渡し済みまで 1 か月 52 万 542 円の割合による遅延損害金（以下「本件損害金」という。）の支払等を命ずる判決を言い渡し、同判決はその後確定した。

Ｘは、平成 30 年 1 月 12 日に、神戸地方裁判所尼崎支部の執行官に対し、上記確定判決を債務名義として、本件損害金の平成 29 年 5 月 26 日時点における未払額 199 万 8209 円の支払請求権等を請求債権として、Ｙを債務者とする動産執行の申立てを行った（以下、この申立てに係る事件を「本件動産執行事件」という。）。執行官は、平成 30 年 1 月 25 日、上記申立てに基づき、Ｙが所有する本件動産を差し押さえ、同月 26 日に本件動産の競り売り期日を同年 2 月 23 日午前 9 時 30 分と定めたが、その後、これを同年 4 月 20 日午前 10 時に変更した。

Ｘは、同月 12 日、既発生の本件損害金の支払請求権全部が本件動産執行事件の請求債権であるとの誤った前提に立ち、執行官に対し、当該請求債権の額が変更になることを知らせるため、「債権額変更上申書」と題する書面（以下「本件上申書」という。）を提出した。本件上申書には、本件損害金のうち同年 1 月分までの全部及び同年 2 月分の一部についてＹから入金があり、その結果、本件損害金の同年 4 月 19 日時点における未払額が 93 万 4177 円となる旨が記載されていたが、執行官は、同月 20 日に本件動産の競り売り期日を開き、Ｘに対し、本件動産を代金 100 万円で売却し（以下「本件売却処分」という。）、これを引き渡した。

Ｙは、執行停止文書が提出されたにもかかわらずなされた本件売却処分は手続上の瑕疵があり、本件売却処分が無効であると主張し、本件動産の引き渡しを求めて訴訟を提起した。第一審（大阪地判令 2・2・4）は、Ｙの請求には理由がないとして棄却したため、Ｙは判決を不服として控訴した。原審（大阪高判令 3・3・25）は、「強制執行は、債務名義を迅速かつ強制的に実現することを目的として、執行機関（執行裁判所および執行官）に国家の強制権力を独占的に行使させ、かつ、瑕疵ある執行行為に対する救済措置も執行抗告・執行異議に限定された手続であるから、強制執行の過程で生じた瑕疵ある執行行為の効力については、徒に執行を阻害して執行の実効性が損なわれないよ

う法規を解釈する必要がある。具体的には、行政行為におけると同様に、原則として、執行抗告・執行異議によって取り消されない限り、瑕疵ある執行行為であっても有効なものとして取り扱うべきであるが、例外的に、瑕疵が重大かつ明白である場合に当該行為は法律上当然に無効なものとなると解するのが相当である」とした上で、Xにより提出された第1ないし第3上申書の記載内容から当初債権が完済されたことが明白であり、本件売却行為の瑕疵が明白であること、本件は本件動産の設置場所の明渡しがされない限り賃料相当損害金が発生し続けるため、債権者による本件動産執行の取り下げは期待できないが、債務者は本件売却行為が行われなければ任意弁済の機会や執行異議の申立てをする機会が保障されたが、本件売却行為により、新たな執行債権の任意弁済により本件動産の所有権確保の機会を失った上、本件売却行為により執行手続が完結し、執行異議による救済の機会が与えられないこと、本件上申書が弁済受領文書に該当し、執行官は、本件上申書の提出があった時から4週間、本件動産執行事件の手続を停止しなければならなかったが、同執行官は、この間に本件売却をしたこと等の理由から、本件売却処分には執行手続上の重大かつ明白な瑕疵があり、法律上当然に無効であると判示した。

Xは、本件売却は手続上の瑕疵により無効になるものではないとして、原審の判決を不服として上告した。

判決の要旨

破棄自判。

「(1)　法が執行処分に対する不服申立ての制度として執行抗告及び執行異議の各手続を設けている趣旨に照らすと、執行処分が執行手続に関する法令の規定に違反してされたものであったとしても、当該執行処分は、原則として、上記各手続により取り消され得るにとどまり、当然に無効となるものではないというべきである（大審院明治32年第233号同年11月30日判決・民録5輯10巻95頁、大審院明治40年（オ）第233号同年6月27日判決・民録13輯723頁、最高裁昭和45年（オ）第890号同46年2月25日第一小法廷判決・裁判集民事102号207頁等参照）。

(2)　法は、弁済受領文書の提出があったときに4週間に限って強制執行を停止しなければならないものと規定している（法39条1項8号、2項）。これは、債務名義の成立後に請求債権が弁済されたとしても、その弁済によって直ちに当該債務名義の執行力が排除されるものではないところ、上記弁済をした債務者が、その執行力の排除を求めて請求異議の訴えを提起し、併せて強制執行の停止等を命ずる裁判（法36条1項、39条1項6号、7号）を得るためには相応の時間を要することから、弁済受領文書の提出という簡便な方法により短期間に限って強制執行を停止することとし、もって債務者の便宜を図ることをその趣旨とするものであると解される。このような趣旨に照らせば、執行処分が弁済受領文書の提出による強制執行の停止の期間中にされたものであったとしても、当該執行処分の瑕疵は、上記の原則の例外として当該執行処分が当然に無効となるほどに重大なものではないというべきである。このことは、不動産に対する強制競売において、売却の実施の終了後に弁済受領文書の提出があったとしても、原則として手続を停止しないものとされていること（法72条3項）や、動産執行において、弁済受領文書の提出があったとしても、一定の場合には執行官が差押物を売却することができるものとされていること（法137条1項）からも明らかである。

(3)　以上によれば、執行処分が弁済受領文書の提出による強制執行の停止の期間中にされたものであったとしても、そのことにより当該執行処分が当然に無効となるものではないというべきである。したがって、本件売却は、弁済受領文書の提出による強制執行の停止の期間中にされたことにより当然に無効となるものではない。」

「なお、上記事実関係によれば、Xは、執行官に対し、本件動産執行事件の請求債権の額が93万円余に変更となる旨を知らせる目的で、その旨が記載された本件上申書を提出したものであり、これをもって弁済受領文書の提出があったとみることはできない」。

判例の解説

一　本判決の意義

民事執行法39条1項8号は、弁済受領文書又は弁済猶予文書の提出があったときは、強制執行

を停止しなければならないとし、同条2項は、弁済受領文書の提出による執行停止の期間は、4週間に限ると規定する。債務者が債務名義の成立後に弁済をした場合、請求異議の訴えを提起し、併せて同法36条1項により強制執行の停止又は取消しの裁判を申し立て、その裁判の正本を得て執行機関に提出することで、強制執行は停止又は取り消される[1)]。

本判決は、弁済受領文書の提出がされた後、民事執行法39条2項に定める執行停止期間中になされた本件売却処分が、執行手続上の重大な瑕疵に該当し、当該執行処分が無効となるのかという問題に関して判断を示した事案であり、学問上及び実務上の意義がある[2)]。

二　弁済受領文書の提出による強制執行の停止

債務名義が成立した後は、債務者が執行債権について弁済を行ったとしても当然に執行請求権は消滅せず、請求異議の訴えによって執行力の消滅を確定しなければ、執行機関は執行力が現存するものとして取り扱わなければならない[3)]。債務名義成立後に債務者が弁済をして執行債権が消滅した場合、債務者は請求異議の訴えを提起することができるが、請求異議の訴えの提起までの間に弁済受領文書を提出し、執行停止を申し立てることにより、請求異議の訴えの提起前に執行の一時停止をすることができる。

弁済受領文書に該当するためには、申立債権の全額について弁済がなされた場合に限られるか、それとも一部弁済でもよいかについては争いがあるが、仮に一部弁済がなされたとしても、執行債権が残存する以上、執行力を排除することができないため、原則として申立債権の全額が弁済されたことを必要とすると解するべきである[4)]。この弁済受領文書を巡っては、例えば弁済供託証書等のように係争性が予想される文書が同文書に該当するか否かについては、学説上争いがある[5)]。

弁済受領文書は、債務者が提出することを前提とするが、債権者又はその他の第三者が提出することも可能である[6)]。弁済受領文書が提出された後、4週間のうちに他の執行停止文書が提出されない場合、その後は職権で執行手続を続行しなければならない[7)]。弁済受領文書による執行停止が4週間に限定されるのは、手続の遅延を招き、かつ当該遅延により利害関係人に不利益を与えることから、債務者の利益と利害関係人の利害の調整を図ることを理由とする[8)]。

三　執行行為の瑕疵

強制執行は国家の執行権力の行使であるため、執行行為の瑕疵は権力の行使に付着する瑕疵である[9)]。執行行為に瑕疵があった場合、当該執行行為は取り消しうるか、それとも無効となるのかが問題となる。執行行為の瑕疵は、行政行為の瑕疵と同様に、当該執行行為を当然に無効とするものではなく、取り消しうるにとどまることを原則とし、瑕疵が重大かつ明白な場合に限って無効となるとの説が有力である[10)]。執行行為が法律に違反した場合、執行異議や執行抗告によりその違法を主張し、取り消されるまでは有効な執行行為として取り扱われる[11)]。

四　本判決の検討

以上を踏まえて、本判決について若干の検討を行う。本判決の事案では、弁済受領文書の提出後、4週間の執行停止期間中に執行処分としてなされた本件売却処分が、明白かつ重大な手続上の瑕疵に該当し、無効となるか否かが問題となるところ、原審は、Xにより提出された計4通の上申書のうち、第1上申書及び本件上申書が弁済受領文書に該当すると解した上で、本件売却処分が本件上申書の提出による執行停止期間中に実施されたものであること、第4上申書により求められた賃料相当損害額債権に基づく動産執行を立件手続し、停止されている先行手続と事件併合して、新たな競り売り期日をYに通知しなければならなかったにもかかわらず、取り消すべき競り売り期日を実施して本件売却を実施したことで本件動産執行が完了し、債務者は弁済する機会及び執行異議で争う機会を失う結果となったこと等を理由に、本件売却処分は執行手続上重大かつ明白な瑕疵に当たり当然に無効であると判示している。

これに対して本判決は、3つの判例を参照し、執行処分に手続上の瑕疵が存在した場合であっても、執行抗告及び執行異議の手続を設けている趣旨から、瑕疵ある執行処分であっても原則として執行抗告又は執行異議の手続において取り消されるにすぎず、執行処分が当然に無効となるものではないと解している。本判決の事案では、債務者であるYは本件売却処分が実行されるまでの間

に、全額の弁済をした上で弁済受領文書を提出し、請求異議の訴えを提起する機会が存在したにもかかわらず、執行停止の申立てや請求異議の訴えは提起していない。最高裁が判示するように、弁済受領文書の提出による執行停止は、請求異議の訴えを提起し、執行停止等の裁判を得るまでの準備期間として債務者に与えられた便宜のためのものであって、執行力を排除せず単に一時的に執行停止の効果が生じるにすぎないと解するのであれば、本件売却処分により生じた手続上の瑕疵が無効となるほど重大なものと評価することはできないであろう。

なお本判決は、本件上申書が弁済受領文書に該当するかという問題について、本件上申書は債務者からの弁済を受けて本件売却処分前日時点での債権額の変更を記した文書であって、本件上申書は弁済受領文書には該当しないと判示している。これは債権者が競り売り期日に本件売却処分の実施を求め、執行官に債権額を通知する意図で提出したと解することもできよう。提出された文書において弁済された事実を確知することができれば弁済受領文書に該当すると解する余地は残るかもしれないが、判旨からは弁済受領文書に該当しないと判断した理由は判然としない。

本判決では、弁済受領文書とは債権の全額について弁済をした文書と解するのか債権の一部について弁済しても弁済受領文書に該当する余地があるのかという問題について明確に判断を示していないが、弁済受領文書の提出による強制執行の停止は一時的に執行を停止する効果しか生じないため、請求異議の訴えを提起し、執行停止等の裁判を得て執行機関に提出しなければならない。本件の事案においては、本件執行処分の対象である動産がXの土地を占有している限り賃料相当額の損害金が日々発生し続けるという関係上、Yは本件動産を移設しXの土地を明け渡した上で、既発生の債権の全額を弁済し、請求異議の訴えを提起して執行力を排除しない限り、本件動産の売却処分を阻止することができない。さらにXは本件土地の明渡しを求めており、本件の事実関係からはXが強制執行を停止する意図で弁済受領文書を提出する理由は窺われない。仮にXが提出した上申書の内容から弁済受領文書に該当すると解したとしても、4週間に限り執行が停止されるにすぎないため、Yは請求異議の訴えと併せて強制執行の停止又は取消しの裁判を申し立てなければならないが、Yがそのような手続を執った事実はない。判旨がいうように弁済受領文書の提出がされた場合の扱いに関する他の規定との整合的な解釈も含めて、執行停止期間中に本件売却処分が行われたとしても、それは無効になるほどの重大な手続上の瑕疵とはいえず、当然に無効となるものとはいえないと解した本判決の結論は妥当であろう。

●――注

1）伊藤眞ほか編『条解民事執行法〔第2版〕』（弘文堂、2022年）365頁［青木哲］、石川明＝小島武司＝佐藤歳二編『注解民事執行法 上巻』（青林書院、1991年）371頁［岩木宰］、香川保一監修『注釈民事執行法 第2巻』（金融財政事情研究会、1985年）440頁［宇佐見隆男］、山本和彦ほか編『新基本法コンメンタール民事執行法』（日本評論社、2014年）106頁［山本研］。

2）竹田光広編『民事執行実務の論点』（商事法務、2017年）41頁［森山由孝］。

3）香川監修・前掲注1）581頁［田中康久］。

4）この弁済受領文書の提出による執行停止の解釈を巡っては、全額の弁済であると解するものとして中野貞一郎＝下村正明『民事執行法〔改訂版〕』（青林書院、2021年）332頁、伊藤ほか編・前掲注1）405頁［青木哲］、鈴木忠一＝三ヶ月章『注解民事執行法(1)』（第一法規、1984年）695頁［町田顕］、竹下守夫＝鈴木正裕『民事執行法の基本構造』（西神田編集室、1981年）188頁［奈良次郎］、石川＝小島＝佐藤編・前掲注1）426頁［清田明夫］、山本和彦ほか編・前掲注1）119頁［池田弥生］、野村秀敏ほか『民事執行・保全法』（法律文化社、2021年）53頁以下［柳沢雄二］。香川監修・前掲注1）583頁［田中泰久］は、執行債権の一部の弁済でもよいとする。

5）肯定する見解として、中野貞一郎『民事執行法 上巻』（青林書院、1983年）303頁、竹下＝鈴木・前掲注4）189頁［奈良次郎］、石川＝小島＝佐藤編・前掲注1）426頁、香川監修・前掲注1）584頁以下［田中康久］、否定する見解として、鈴木＝三ヶ月・前掲注4）696頁［町田顕］、竹下＝上原＝野村編『ハンディコンメンタール民事執行法』（判例タイムズ社、1995年）93頁［上原敏夫］、伊藤ほか編・前掲注1）405頁［青木哲］。

6）香川監修・前掲注1）563頁［田中康久］。

7）香川監修・前掲注1）587頁［田中康久］。

8）浦野雄幸『条解民事執行法』（商事法務研究会、1985年）168頁。

9）松本博之『民事執行保全法』（弘文堂、2011年）41頁。

10）中野＝下村・前掲注4）65頁、松本・前掲注9）42頁。

11）中野＝下村・前掲注4）66頁、松本・前掲注9）42頁。